

特殊詐欺の被害防止のために

～ 特殊詐欺ニュース 第34号 ～

法務省をかたる偽はがきに注意!!

県内全域に実在しない「法務省管轄支局」をかたる不審なはがきが届いています。

これは、財産の差し押さえを強制的に執行するなど不安をあおり、弁護士を紹介費用名目等で金銭を要求する架空請求詐欺の手口です。

総合消費者料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは貴方の利用されていた契約会社ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。
尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

(以下略)

※取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
東京都千代田区霞が関4-1-9
お問い合わせ…
受付時間9:00～20:00

◀ 実際に届いたはがきの例
(一部加工しています。)

「法務省管轄支局」は「法務省」とは一切関係がありません。

こうしたはがきが届いても、絶対に連絡先に電話してはいけません。
警察に相談しましょう。



秋田県警察本部